

令和四年第一回

(二月十八日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会

令和四年第一回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和四年二月十八日

期 日	1
場 所	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
出席議会事務局職員	3
議事日程	3
開会・開議	4
会議録署名議員の指名	4
諸般の報告	4
例月出納検査の結果報告	4
挨拶（小柳津明副管理者）	5
日程第一 会期の決定について	5
日程第二 議案第一号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	6
日程第三 議案第二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	6
日程第四 議案第三号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	6
提案理由説明（桑野俊郎競馬事務局長）	6
委員会付託	8

日程第五	議案第四号	令和四年度特別区競馬組合一般会計予算	8
提案理由説明	(桑野俊郎競馬事務局長)		8
委員会付託			10
会議時間の延長			10
休憩			10
再開			10
総務・事業委員会、予算特別委員会審査報告書の提出			10
追加日程第一	議案第一号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	11
追加日程第二	議案第二号	特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	11
追加日程第三	議案第三号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例	11
委員長の報告	(鈴木隆之委員長)		11
採決			12
追加日程第四	議案第四号	令和四年度特別区競馬組合一般会計予算	13
採決			13
追加日程第五	議員提出議案第一号	特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	13
採決			14
会期中の閉会			14
挨拶	(小柳津明副管理者)		14
閉会			15

資料の部

.....

議案の部

.....

令和四年第一回特別区競馬組合議公会定例会議録

一期 日 令和四年二月十八日(金)

二場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員(十八名)

二十一番	二十番	十九番	十六番	十五番	十四番	十三番	十一番	十番	八番	七番	六番	五番	四番	二番	一番
(足立区)	(江東区)	(墨田区)	(豊島区)	(杉並区)	(中野区)	(渋谷区)	(大田区)	(目黒区)	(荒川区)	(北区)	(台東区)	(文京区)	(新宿区)	(中央区)	(千代田区)
古性重則君	榎本雄一君	木内清君	磯田昭伸君	大和田川和久君	内藤竜一君	斎藤隆之君	鈴木康裕君	おのせ元昭君	菅谷ひであき君	名取道徳君	水島としかね君	田中原ようへい君	桑村克一君	木村ただし君	桜井ただし君

四 欠席議員(五名)
 二十二番
 二十三番

三番
 九番
 十二番
 十七番
 十八番
 五 出席説明員

副 管 理 者
 競 馬 事 務 局 長
 総 務 課 長
 経 理 課 長
 経 営 企 画 室 長
 開 催 サ ー ビ ス 課 長
 環 境 ・ 安 全 担 当 課 長
 広 報 課 長
 競 走 課 長
 厩 舎 管 理 課 長
 小 林 牧 場 長
 シ ス テ ム 課 長

(練馬区)
 (板橋区)
 (世田谷区)
 (品川区)
 (港区)
 (江戸川区)
 (葛飾区)

赤瀬 須藤 貴之君
 須藤 良一君
 笹岡 賢治君
 中島 浩司君
 渡邊 明雄君
 山田 健一郎君
 木村 洋之君
 岸 幸弘君
 山本 英一君
 粕谷 招世君
 桑野 俊郎君
 小柳 津明君
 かしわざき 強君
 坂本 あずまお君
 下山 芳男君
 本多 健信君
 清原 和幸君
 福本 光浩君
 峯岸 良至君

監査委員事務局長

古橋 豊 君

六 出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長

志賀 美知代 君

議 事 担 当 課 長

入野 順一 君

書 記

大沼 光輝 君

書 記

佐藤 雅展 君

七 議事日程

日 程 第 一 会期の決定について

日 程 第 二 議案第一号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 三 議案第二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 四 議案第三号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 五 議案第四号 令和四年度特別区競馬組合一般会計予算

追 加 日 程 第 一 議案第一号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 二 議案第二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 三 議案第三号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 四 議案第四号 令和四年度特別区競馬組合一般会計予算

追 加 日 程 第 五 議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例

開 会（午後二時二十五分）

○議長（おのせ康裕君） ただいまから、令和四年第一回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第百十二条の規定に基づき、十九番、木内清議員、二十番、榎本雄一議員を会議録署名議員に指名いたします。次に、諸般の報告について、議会事務局長に報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

一、令和四年第一回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

なお、本日もご出席いただいている議員は十八名でございます。

○議長（おのせ康裕君） 次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されておりますので、議会議務局長より報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和三年十一月分及び十二月分の例月出納検査の結果について報告の写しをお配りしてございますので、配付をもって報告といたします。

○議長（おのせ康裕君） ここで、副管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小柳津副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 管理者であります港区長が諸般の事情により出席できませんので、管理者に代わりまして私からご挨拶申し上げます。

昨日の北京オリンピックにおいて高木美帆選手の金メダルをはじめ日本人選手が活躍し、オミクロン株でもややもやしている日本の空気を爽やかにしてくれたと思っております。

さて、本日、令和四年第一回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げましたところ、多忙の折にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、四件の議案をご提案申し上げております。内容といたしましては、条例案件三件、予算案件一件でございます。何とぞ慎重なるご審議をいただきましてご決定を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（おのせ康裕君） 副管理者の挨拶が終わりました。

これより日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○議長（おのせ康裕君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日二月十八日から二十二日までの五日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日二月十八日から二十二日までの五日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第二から日程第四までを一括議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第二 議案第一号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第三 議案第二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第四 議案第三号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（おのせ康裕君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第一号、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第二号、特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第三号、特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

まずはじめに、議案第一号についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、縦書きの議案書（一）の一ページをお開き願います。

本案は、不妊治療のための休暇を導入するために所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入ります、二ページをお開き願います。

第十五条第一項各号の特別休暇に不妊治療のための休暇を追加するもので、令和四年四月一日から施行するものでございます。

続きまして、議案第二号についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、三ページをご覧ください。

本案は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和並びに職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備のために所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入ります、六ページをご覧ください。

第二条第三号につきまして、非常勤職員における育児休業の取得要件である、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員の規定を削除し、第十四条第二号及び第十五条第一項におきまして、非常勤職員における部分休業の取得要件である、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員の規定を削除し、それぞれ所要の改正を行います。

次に、妊娠または出産等についての申出があつた場合における措置等を定める第十八条を新設いたします。

恐れ入ります、八ページをお開き願います。

次に、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために、勤務環境の整備に関する措置を定める第十九条を新設いたします。そして、第十八条、第十九条の新設に伴いまして、改正前の第十八条を第二十条に繰り下げます。

次に、本条例の附則でございます。第一項に定める部分は令和四年四月一日から、附則第二項に定める部分は公布の日から施行する旨定めるものでございます。

続きまして、議案第三号についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、十一ページをお開きください。

本案は、特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の期末手当の支給割合の改定を行うものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入ります、十二ページをお開きください。

第四条第三項に規定しております期末手当の支給割合について、六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に

支給する場合においては百分の百六十五と改めるもので、令和四年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第一号、議案第二号及び議案第三号の説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（おのせ康裕君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。次に、日程第五を議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

日程第五 議案第四号 令和四年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（おのせ康裕君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま議題となりました、議案第四号、令和四年度特別区競馬組合一般会計予算につきまして説明申し上げます。

横書きの議案書（二）の三ページをお開きください。

本案は、予算総則第一条において、令和四年度特別区競馬組合一般会計予算は、次に定めるところによるものとし、具体的な内容につきましては第二条以下で規定するものでございます。

第二条は業務の予定量を定めるもので、（一）は年間の開催日数を九十八日とし、（二）は発売場所を、（三）は総利用人員を、（四）は大井競馬場において施行する競走数を、（五）は他場本場の場外発売について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額についての定めで、収入につきましては、第一款営業収益は、第一項競馬開催収

益、第二項場外業務収益、第三項その他営業収益の額を合計し、一千七百九十九億三千五百二十七千円でございます。

次の第二款営業外収益は、第一項受取利息及び配当金から第六項雑収益まで記載の金額を合計し、三億二千九百九十五万一千円でございます。

第三款特別利益は、第一項固定資産売却益から第三項その他特別利益までいずれも科目存置で、合計三千円でございます。続きまして、支出についてご説明申し上げます。四ページをお開き願います。

第一款営業費用は、第一項競馬開催費用、第二項場間場外費用、第三項一般管理費、第四項償却費の合計で、一千七百三十億五千百三十七万円でございます。

第二款営業外費用は、第一項支払利息、第二項株式配当金配分金、第三項公課費、第四項その他営業外費用を合計し、六億二千七百五十三万一千円でございます。

第三款特別損失は款合計で百八十一万三千円、第四款予備費は十億円の計上でございます。

次に、第四条は資本的収入及び支出についての定めで、収入は、第一款資本的収入、第一項補助金と第二項固定資産売却代金で、いずれも科目存置で合計三千円でございます。

支出は、第一款資本的支出、第一項建設改良費、三億五千九百六十三万四千円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する三億五千九百六十三万一千円につきましては、損益勘定留保資金から同額を補填するものでございます。

第五条は、一時借入金の限度額を三十億円と定め、第六条は項レベルでの流用ができる場合の定めで、(一)に記載された経費については、予算額に過不足を生じた場合は同一の款内で各項の流用ができるものでございます。

第七条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の定めで、記載の職員給与費は議会の議決を経なければ流用できないと定めるものでございます。

第八条は、たな卸資産の購入限度額を九千五百七十一万八千円と定め、第九条は、取得する重要な資産を記載のとおりとするものでございます。

九ページ以降は、令和四年度特別区競馬組合一般会計予算の説明書でございまして、九ページから十一ページまで、こちらが予算実施計画、十三ページは予定キャッシュ・フロー計算書、十五ページから十九ページが給与費明細書、二十ページ、二十一ページが予定損益計算書、二十二ページから二十五ページが予定貸借対照表、二十六ページは注記事項でございます。以上、令和四年二月十八日提出管理者名でございます。

議案第四号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（おのせ康裕君） 提案理由の説明が終わりました。

本案については、委員会条例第四条第一項及び第二項の規定により、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ここで、議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託議案の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後二時三十八分）

再 開（午後三時二十八分）

○議長（おのせ康裕君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま総務・事業委員長及び予算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配り

しておりますので、写しの配付をもってご報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第一号ほか四件を本日の日程に追加したいと思います。これに
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第一号ほか四件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一から追加日程第三までを一括議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

追加日程第一 議案第一号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第二 議案第二号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第三 議案第三号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（おのせ康裕君） これらの案につきまして、総務・事業委員長の報告を求めます。

鈴木総務・事業委員長。

○総務・事業委員長（鈴木隆之君） 総務・事業委員会に付託されました議案第一号、議案第二号及び議案第三号の審査経過及び結果につきましてご報告申し上げます。

当委員会では理事者より議案の内容について説明を受けた後審査に入りましたが、審査に当たっては特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は、議案第一号、議案第二号及び議案第三号について全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（おのせ康裕君） ただいまの報告に対し、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果はいずれも原案可決でございます。

議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第一号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第三号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第三号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第四を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

追加日程第四 議案第四号 令和四年度特別区競馬組合一般会計予算

○議長（おのせ康裕君） 本案につきましては、全議員で構成する予算特別委員会で審査しておりますので、委員長の報告は省略いたします。

これより採決いたします。

予算特別委員会の審査結果は原案可決でございます。

議案第四号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第四号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第五を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

追加日程第五 議員提出議案第一号 特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

を改正する条例

○議長（おのせ康裕君） 本案につきましては、会議規則第三十六条第三項の規定により、提案理由の説明及び委員会への付託を省略いたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号は、提案理由の説明及び委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより採決いたします。

議員提出議案第一号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（おのせ康裕君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、副管理者からの発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小柳津副管理者。

○副管理者（小柳津明君） 本日ご提案を申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき原案のとおりご決定を賜り

まして誠にありがとうございます。

事業運営に当たりましては、ご指摘いただいたことを十分に踏まえ、競馬事業の継続、発展に向けて努力をしております。本日はいと
いと思っております。

おのせ議長をはじめ皆様方のなお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日は
どうもありがとうございました。

○議長（おのせ康裕君） 副管理者の挨拶が終わりました。

以上をもちまして、令和四年第一回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。

閉

会（午後三時三十三分）

会議録署名議員

議長
おのせ
康裕

議員
木内
清

議員
榎本
雄一

資
料
の
部

令和4年第1回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和4年2月18日(金) 午後2時25分開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第1号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 令和4年度特別区競馬組合一般会計予算



3特競総第1141号
令和4年2月10日

特別区競馬組合
議長 おのせ 康裕 殿

特別区競馬組合
管理者 武井 雅昭

令和4年第1回特別区競馬組合議会定例会の
招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日
令和4年2月18日(金)
- 2 場 所
東京区政会館 19階 191会議室
以 上

3 特競総第 1186 号
令和 4 年 2 月 10 日

写

特別区競馬組合議会
議長 お の せ 康 裕 殿

特別区競馬組合
管理者 武 井 雅 昭

議案の送付について

このことについて、令和 4 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり送付いたします。

記

- 1 条例案件
 - 議案第 1 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 2 号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 3 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
 - 2 予算案件
 - 議案第 4 号 令和 4 年度特別区競馬組合一般会計予算
- 以 上

特別区競馬組合告示第四号

令和四年第一回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和四年二月十日

写

一 期日 令和四年二月十八日（金）

特別区競馬組合
管理者 武 井 雅 昭

二 場所 東京区政会館 十九階 一九一会議室



3 特競総第 1204 号
令和 4 年 2 月 10 日

特別区競馬組合議会
議長 おのせ 康裕 殿

特別区競馬組合
管理者 武井 雅昭

令和 4 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会に
出席する議事説明員について

3 特競議第 202 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

1 組合役員

副 管 理 者 小 柳 津 明

2 職 員

競 馬 事 務 局 長 桑 野 俊 郎

総 務 課 長 粕 谷 招 世

経 理 課 長 山 本 英 一

経 営 企 画 室 長 岸 幸 弘

開 催 サ ー ビ ス 課 長 木 村 洋 之

環 境 ・ 安 全 担 当 課 長 山 田 健 一 郎

広 報 課 長 渡 邊 明 雄

競 走 課 長 中 島 浩 司

厩 舎 管 理 課 長 笹 岡 賢 治

小 林 牧 場 長 須 藤 良 一

シ ス テ ム 課 長 赤 瀬 貴 之

監 査 委 員 事 務 局 長 古 橋 豊

以 上



3 特競監第 155 号
令和 3 年 12 月 24 日

特別区競馬組合
議 長 おのせ 康裕 様

特別区競馬組合
監 査 委 員 田 辺 裕 子
監 査 委 員 木 内 清

令和 3 年 11 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 検査月日 令和 3 年 12 月 23 日 (木)

2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室

3 検査対象

令和 3 年 11 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類

4 検査結果

令和 3 年 11 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。

預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。

また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

(別紙掲載は省略)



3 特競監第 171 号
令和 4 年 1 月 28 日

特別区競馬組合
議長 おのせ 康裕 様

特別区競馬組合
監査委員 田辺 裕子
監査委員 木内 清

令和 3 年 12 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 4 年 1 月 27 日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象
令和 3 年 12 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果
令和 3 年 12 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別
紙のとおりである。
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合
し、誤りのないことを確認した。
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと
を確認した。

（別紙掲載は省略）

令和 4 年第 1 回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程（第 1 号）

令和 4 年 2 月 1 8 日（金）午後 2 時 2 5 分開議

- 追加日程第 1 議案第 1 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関す
る条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 2 号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一
部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 3 号 特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例
の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 4 号 令和 4 年度特別区競馬組合一般会計予算
- 追加日程第 5 議員提出議案第 1 号 特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用
弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例



令和4年2月18日

特別区競馬組合議会
議長 おのせ 康裕 様

特別区競馬組合議会
総務・事業委員長 鈴木 隆之

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第1号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する 条例	原案可決
議案第2号	特別区競馬組合職員の育児休業等に関 する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第3号	特別区競馬組合常勤副管理者の給料等 に関する条例の一部を改正する条例	原案可決



令和4年2月18日

特別区競馬組合議会
議長 おのせ 康裕 様

特別区競馬組合議会
予算特別委員長 水島 道徳

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、
会議規則第74条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第4号	令和4年度特別区競馬組合一般会計予算	原案可決

議
案
の
部

議案第一号

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号中「公民権行使等休暇」の下に、「不妊治療のための休暇」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

不妊治療のための休暇を導入するために所要の改正を行う。

議案第二号

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例（平成四年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、イ(2)をイ(1)とし、イ(3)をイ(2)とする。

第十四条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第十五条第一項中「前条第二号イ及びロのいずれにも該当する」を「前条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める」に、「当該会計年度任用職員」を、「当該会計年度任用職員」に改める。

第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして組合規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の組合規則で定める事項を知ら

せるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の組合規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、組合規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第三号イに掲げる非常勤職員は育児休業の承認の請求を、改正後の条例第十四条第二号の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して組合規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、それぞれこの条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和並びに職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備のために所要の改正を行う。

議案第4号

令和4年度特別区競馬組合一般会計予算

議案第三号

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十八日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合常勤副管理者の給料等に関する条例（昭和四十二年特別区競馬組合条例第三号）の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「六月及び十二月に支給する場においては百分の百七十」を「六月に支給する場においては百分の百六十、十二月に支給する場においては百分の百六十五」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

特別区の副区長との均衡を図るため、本組合常勤副管理者の期末手当の支給割合を改定する必要がある。

令和4年度特別区競馬組合一般会計予算

(総則)

第1条 令和4年度特別区競馬組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間開催日数 98日
- (2) 発売場所
大井本場、オフト後楽園、オフト汐留、オフト京王閣、オフトひたちなか、オフト大郷、新潟地区、益田、オフト伊勢崎、山形地区、SPAT4、浦和、船橋地区、川崎地区、北海道地区(道営)、北海道地区(ばんえい)、岩手地区、金沢、笠松地区、愛知地区、兵庫地区、高知地区、佐賀地区、BAOO東日本、BAOO西日本、オッズパーク、楽天競馬、JRAネット投票
- (3) 総利用人員 1,848万7,710人
(うち大井競馬場入場者数 28万1,400人)
- (4) 大井競馬場において施行する競走数 1,166競走
- (5) 他場本場における大井競馬場及び専用場外発売所場外発売
浦和本場、船橋本場、川崎本場、広域本場、JRA本場

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 営業収益	179,935,027千円
第1項 競馬開催収益	170,683,504千円
第2項 場外業務収益	9,157,499千円
第3項 その他営業収益	94,024千円
第2款 営業外収益	329,951千円
第1項 受取利息及び配当金	296,670千円
第2項 分担金及び負担金	1千円
第3項 補助金	19,145千円
第4項 還付金	1千円
第5項 長期前受金戻入益	12,632千円
第6項 雑収益	1,502千円
第3款 特別利益	3千円
第1項 固定資産売却益	1千円
第2項 過年度修正益	1千円
第3項 その他特別利益	1千円

支 出

第1款 営業費用	173,051,370千円
第1項 競馬開催費用	166,295,456千円
第2項 場間場外費用	6,066,163千円
第3項 一般管理費	252,536千円
第4項 償却費	437,215千円
第2款 営業外費用	627,531千円
第1項 支払利息	1千円
第2項 株式配当金配分金	206,193千円
第3項 公課費	369,259千円
第4項 その他営業外費用	52,078千円
第3款 特別損失	1,813千円
第1項 固定資産除却損	1,811千円
第2項 過年度修正費用	1千円
第3項 その他特別損失	1千円
第4款 予備費	1,000,000千円
第1項 予備費	1,000,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額359,631千円は、損益勘定留保資金359,631千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	3千円
第1項 補助金	2千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
支 出	
第1款 資本的支出	359,634千円
第1項 建設改良費	359,634千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、

議員提出議案第一号

特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十八日

提出者	特別区競馬組合議会議員	菅 谷 元 昭
	特別区競馬組合議会議員	福 本 光 浩
	特別区競馬組合議会議員	木 村 克 一

特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十五年特別区競馬組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「五千円」を「三千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別区競馬組合議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

特別区の区議会の状況等を考慮し、当組合議会議員の費用弁償額を減額することに伴い、規定を整備する必要がある。

法定福利費引当金繰入額及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同
一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に
流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を
経なければならない。

(1) 職員給与費（報酬、給料、職員手当、退職給付引当金繰入額、賞与引当金繰入額、
法定福利費引当金繰入額及び共済費） 1, 0 5 5, 2 9 2 千円

（たな卸資産の購入限度額）

第8条 たな卸資産の購入限度額は、9 5, 7 1 8 千円と定める。

（重要な資産の取得）

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数	量
取得する資産	什 器 備 品	大型映像装置		1 式
	什 器 備 品	キャッシュレス投票システム		1 式

令和4年2月18日 提出

特別区競馬組合管理者 武 井 雅 昭

令和四年第一回特別区競馬組合議定会定例会会議録

令和四年三月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議定会事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

